

「福島県消費者基本計画（令和4年度～令和7年度）」

策定のポイント

1 計画策定の目的

これまで県では、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、県民が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者施策を推進してきました。

消費者問題が多様化・複雑化している近年の状況を踏まえ、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策を推進することを目指し、総合的かつ計画的な取組推進の前提として、今回、国の第4期消費者基本計画を参考とした福島県消費者基本計画を策定するものです。

2 計画の構成

第1 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間など

第2 消費者を取り巻く現状と課題

消費者を取り巻く経済・社会環境の変化や本県における消費生活相談の現状

第3 基本理念

「県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者として、安心して豊かな消費生活を営むことができる、消費者被害のない安全な社会の実現」

第4 施策の展開

各種施策について

第5 計画の推進体制と進行管理

3 補足事項

第1 計画の基本的な考え方

3 計画期間

県の次期総合計画の期間が令和4年度から9年間であるため、その前半の期間に合わせて、令和4年度から令和7年度までの4年間としています。

第2 消費者を取り巻く現状と課題

1 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化

近年の社会状況等について分析しています。従来から特に取り組んでいる高齢者や若年者の消費者被害防止に加え、ICT（情報通信技術）の進展、SDGs（持続可能な開発目標）の採択等、近年取り上げられている課題についても分析しています。

また、災害発生等に関連する消費者トラブルとして、災害や新型コロナウイルス感染症の流行等の非常時の消費者の状況について記載しています。

さらに、本県特有の状況として、原発事故に伴う食の安全・安心の確保についても記載し、状況を整理しています。

2 福島県における消費生活相談の現状

県センター等に寄せられた近年の消費生活相談の状況について分析しています。

第3 基本理念

基本理念及びそれを実現するために目指すべき社会の姿等を具体的に記載し、取組の方向性を明確にしています。

第4 施策の展開

- ◎ 「第4 施策の展開」については、素案では消費生活課が所掌する業務に関する取組を記載しています。

今後、関連業務を所掌する他部局各課へ内容の照会・調整を行い、次の審議会・協議会において中間案としてお示しする予定です。

1 消費者被害の防止と救済

主に消費生活相談に関する事項を記載しています。相談体制の強化や市町村への支援、各関係団体等との連携により、消費者被害の防止と救済を図ります。

2 安全・安心な消費生活の確保

安全・安心な消費生活の前提となる、商品等の表示適正化や消費生活取引の適正化、消費者の安全確保等に加え、関係機関が連携した地域での見守り体制の整備について記載しています。

3 震災からの復興に向けた取組

本県特有の施策として、食の安全・安心の推進や自家消費野菜等の放射能検査の取組、食に関する風評払拭の取組について記載しています。

4 消費者教育の推進

全ての消費者へ情報が届くよう、多様な教育の担い手と連携し、特性に配慮した体系的な消費者教育の推進を目指していきます。また、若年者及び高齢者の消費者被害の防止に加え、SDGsの採択等、社会情勢の変化に対応した消費者教育、情報提供を行っていきます。

第5 計画の推進体制と進行管理

関係機関を含めた推進体制及び進行管理について記載しています。